新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年12月28日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県規則第61号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料の免除に関する規則（平成15年新潟県規則第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（手数料の免除） **第２条**　条例<u>第８条第２項及び第３項</u>の手数料について、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ、公益のために道路を使用しようとするときは、当該手数料を免除する。 (1)～(6)　（略） ２　（略）	（手数料の免除） **第２条**　条例<u>第８条第３項及び第４項</u>の手数料について、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ、公益のために道路を使用しようとするときは、当該手数料を免除する。 (1)～(6)　（略） ２　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。